Ⅱ事業のあらまし

(令和3年度)

事業運営方針(基本理念)

《使 命》

ノーマライゼーションの理念を踏まえ,障害のある方,生活障害のある高齢者の方の様々なニーズを捉え,住み慣れた地域の一員として,その人らしく質の高い生活ができるよう,リハビリテーションの視点から自立を支援します。

- 1 医療、相談及び判定を通して、援護の実施者である市町村および障害のある 方をケアマネジメントの視点で支援します。
- 2 関係機関と連携し、宮城県の地域リハビリテーションを推進します。
- 3 リハビリテーションの専門的,技術的な中枢機関として,調査・研究を行う とともに,人材育成に努めます。

平成18年4月策定

1地域リハビリテーション推進強化事業

当センターの事業運営方針と、「地域リハビリテーション推進強化事業の事業方針」に基づき、リハビリテーション相談や障害児者支援に関する普及啓発、人材育成のための研修を実施しています。 関係機関と連携を図りながら、県内の地域リハビリテーション支援の体制づくりを進めています。

地域リハビリテーション推進強化事業の事業方針

あるべき姿

宮城県地域リハビリテーション連携指針―基本理念

「高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れる社会」

~地域の障害者が安心していきいきと生活できるように~

根拠施策

障害者プラン―重点施策「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」 成果目標

障害福祉計画―「相談支援体制の充実・強化」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」

(1) 地域リハビリテーション事業実務者会議

保健福祉事務所・地域事務所の担当者を参集し、本事業の推進に必要な情報共有を図ります。

(2) リハビリテーション相談支援事業

保健福祉事務所からの依頼に応じてリハビリテーションの個別相談等に、当センターや外部の 専門スタッフを派遣しています。

ALS 等難病患者に対するコミュニケーション支援においても、保健福祉事務所のリハビリテーション専門職と連携しながら相談支援に取り組んでいます。

コミュニケーションに補装具が必要な場合は、「重度障害者用意思伝達装置」の判定も担当しています。

障害者の自動車運転について、利用者・家族・支援者が必要な知識・情報・技術を深めるために 個別相談等を受け、利用者の自立を支援しています。

これらは、リハビリテーション関連物品(コミュニケーション機器,移動を助ける機器等)として展示・一部貸出をしています。保健福事務所が必要とする簡易な福祉用具等に関する製作支援も行っています。







(3) 障害児者支援機能強化事業

リハビリテーション関係機関・団体との情報交換や調整を図りながら全県のリハビリテーション提供体制を推進しています。また、保健福祉事務所が行っている二次圏域での事業の取組みについて、事業化の検討及び企画等を支援しています。

(4) 障害児者支援人材育成事業

障害児者の支援を担うリハビリテーション専門職、障害福祉事業所の職員等を対象に、自立支援に向けた身体機能・アセスメントに係る技術や介助技術等の人材育成研修を行っています。

(5) 障害児者支援普及啓発事業

宮城県内のリハビリテーション提供施設等の情報をホームページで公表しています。また、障害児者の支援を担う訪問看護事業所や障害福祉事業所の職員等を対象に、福祉用具やALS等難病患者のコミュニケーション支援、障害者の社会参加等の情報提供・普及啓発を行っています。





(6) 調查 · 研究事業

リハビリテーション資源の充実やリハビリテーションサービスの質の向上を図るため、障害児 者支援に係る調査・研究に取り組んでいます。

(7) 地域リハビリテーション事業担当職員研修

地域リハビリテーション推進強化事業に資することを目的に,保健福祉事務所及び地域事務所 の関係職員を対象に研修を実施しています。

2 身体障害者更生相談事業

身体障害者の福祉の推進を図るため、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導、医学的・心理学的及び職能的判定並びに身体障害者手帳の交付を行うとともに、補装具の処方・適合判定及び自立支援医療(更生医療)の要否判定などを行い、身体障害者の日常生活能力及び社会生活能力の回復・向上を目指し、社会参加活動の促進を支援します。

(1) 身体障害者手帳の交付等

身体障害者手帳の交付を行うとともに、審議会での審査を経て、手帳交付申請の診断書を作成 する身体障害者福祉法第15条第1項の医師の指定を行います。

(2) 補装具の処方及び適合判定

市町村からの依頼に基づき、所内相談、巡回相談及び在宅相談による処方及び適合判定を行います。

肢体不自由者相談 "	(所内) (巡回)	毎週木曜日 年間 43 回 毎週水曜日(一部の木曜日) 年間 53 回
聴覚障害者相談	(所内)	毎月第1・3 火曜日 年間24回
視覚障害者相談		随 時 年5回程度

(3) 自立支援医療(更生医療)の要否判定及び医療機関の指定

市町村からの依頼に基づき、自立支援医療(更生医療)の要否判定を専門医が行います。 また、医療機関からの申請に基づき、審議会の審査を経て自立支援医療(更生医療・育成医療) 機関を指定します。

障害者更生医療相談(腎臓)	毎月第2・4 水曜日 年間24回
障害者更生医療相談(心臓・小腸・免	随 時
疫・肝臓・肢体不自由等)	

(4) 地域リハビリテーション推進事業

① 身体障害者地域リハビリテーション相談事業

地域における身体障害者のリハビリテーションの充実強化を目的に、保健、医療、福祉等の各関係機関と連係を図りながら、補装具判定等で相談会場に来所困難な重度身体障害者、又は在宅で相談・指導を行う方がより効果的と思われる障害者に対して、在宅訪問を関係機関の担当職員の協力のもとに実施します。

② 補装具適正化事業

補装具費支給にかかる判定・処方・製作等の資質向上および適正化を図るため、関係機関への研修や情報交換、検討会や審査会を開催します。

③ 障害者支援施設利用者相談事業

補装具を使用している施設利用者に対する補装具の使用状況の確認と使用環境の評価、施設職員に対する装着や使用方法の指導等を行います。

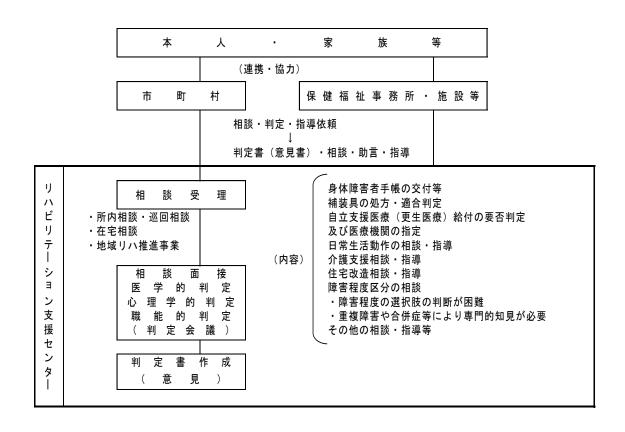
④ 身体障害者福祉担当職員等研修会の開催

市町村職員を対象に、業務の円滑な推進と、資質の向上を目的に研修会を開催します。

⑤ 地域生活支援スタッフ研修会

地域リハビリテーションの推進のために地域リハビリテーションに関わる様々な方々を 対象にセミナー等を開催し、ネットワークの促進を図ります。

《業務系統図》



3 知的障害者更生相談事業

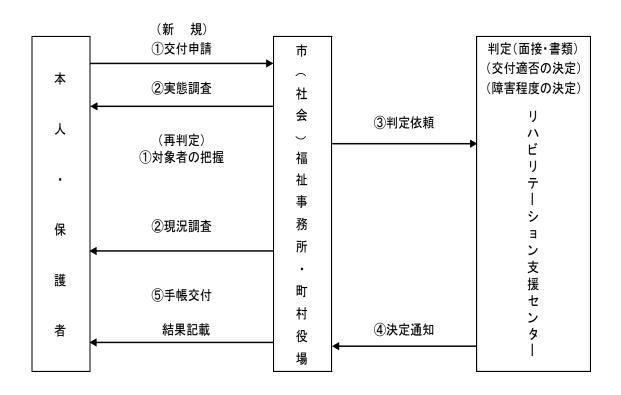
知的障害者の福祉の推進を図るため、精神科医師や心理士等による医学的・心理学的及び職能的判定を実施し、療育手帳の交付を行い、知的障害者への一貫した療育や福祉サービス、障害者雇用などを受けやすくし、障害者の自立支援や社会参加活動の促進を支援します。

また、知的障害者への直接的援護者である市町村職員への研修を実施するとともに、専門的知識及び技術を要するケースへの専門相談を行っています。

(1) 療育手帳の交付等

医学的判定,心理学的判定及び職能的判定並びに社会調査により判定した療育手帳判定書に基づき,療育手帳を交付しています。

《療育手帳の交付及び交付後の障害程度の確認に関する判定の流れ》



(2) 相談判定

① 来所相談

イ 総合来所相談

仙台市を除く各保健福祉圏域に居住する来所可能な対象者に、精神科医・保健師・心理判定員・ケースワーカー等による医学的、心理学的及び職能的判定を行っています。

口 一般来所相談

上記に準じて、医学的判定を必要としないと判断された方を対象に行っています。

② 巡回相談

地域的な利便性や障害の程度を考慮し、保健福祉圏域ごとの相談会場や訪問相談を設定する等の年間計画を策定し、精神科医・保健師・心理判定員・ケースワーカー等のチーム編成により、地域の会場で医学的、心理学的及び職能的判定を行い、併せて市町村知的障害者福祉担当職員の参加を得て、判定連絡会議を開催する等、地域生活援助に必要な相談に応じています。

現在、次の2種類の巡回相談を実施していますが、来所が困難な対象者には必要に応じ、在宅訪問相談を実施する場合があります。

イ 地域巡回相談

仙台保健福祉圏域を除いた6カ所の保健福祉圏域において実施しています。

口 施設巡回相談

知的障害者に係る障害者支援施設利用者の療育手帳交付後の障害程度の確認のための判定や、市町村及び施設の依頼に応じて、処遇に必要な評価判定を行い、意見を提供しています。

(3) 障害者支援施設利用者相談

保健福祉事務所で実施する地域リハビリテーション活動に対して、専門的・技術的な支援等を 行います。

(4) 知的障害者福祉担当職員研修会の開催

知的障害者に対する援護の実施機関である市町村の知的障害者福祉担当職員及び県保健福祉事務所の関係職員を対象に開催し、職員の資質の向上を図っています。

(5) 地域生活支援の推進のための事業の実施

知的障害者の相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とする処遇困難なケースに対して、援護の実施者である市町村との連携のもと、地域の知的障害者とその家族の全体的な支援を行い、地域のネットワーク化を推進するため、支援検討会議を実施するとともに、市町村その他支援関係機関の主催する研修会等へ講師を派遣します。

4 診療部門における リハビリテーション事業

リハビリテーション科・整形外科・脳神経外科を標榜する附属診療所において、治療および支援計画に基づき心身機能や生活状況および環境面の評価、身体機能や活動能力の改善および維持、地域生活への参加に繋がるためのリハビリテーションを実施します。

(1) 障害者医療相談事業 (障害者クリニック)

心身に障害がある方(若年障害者、脳性麻痺・高次脳機能障害など)の身体機能評価、生活障害全般の相談、補装具外来、シーティングクリニック、痙縮外来等を専門の医師が行います。また、関係する診断書の作成も行います。

診療日時:月曜日から金曜日 (9時~16時まで)

(2) 外来利用者のリハビリテーション医療

地域の医療機関からの紹介,支援者や当事者からの要望に応じて,肢体不自由・高次脳機能障害・コミュニケーション障害等のある方に対し,医師の指示に基づき,理学療法士,作業療法士,言語聴覚士の専門スタッフが障害児(者)リハビリテーション・脳血管疾患等リハビリテーション・運動器リハビリテーション医療を行います。

診療日時:月曜日から金曜日 (9時~16時まで)

(3) 障害者検診事業

身体に障害がある方で、機能低下が生じても早期に相談できる場所がないことで、二次障害を来している状況が散見されています。そこで、ポリオ、脳性麻痺等による身体に障害がある方を対象とした検診を実施し、身体機能・ADL(日常生活動作能力)等の評価や医療相談を行い、残存機能の維持改善、症状緩和のための助言等を行います。また、センター会場のほか、遠方に住んでいるため当センターにおいて受検するのが困難な障害者が、移動負担が少ない近場での受検が出来るように、7圏域において9回(仙南:1,仙台:2,大崎:2,栗原:1,登米:1,石巻:1,気仙沼:1)巡回検診を予定しています。

実施期間:5月から12月の第二水曜日・第四金曜日(月2回) 予約制

5 高次脳機能障害者支援事業

宮城県では当センターと東北医科薬科大学病院, 仙台市障害者総合支援センター(ウェルポート仙台)が高次脳機能障害者の支援拠点機関に指定されています。

高次脳機能障害になっても,住み慣れた地域で医療,福祉,就労等へと継続した支援が受けられるような高次脳機能障害支援のネットワーク形成を目指しています。

当センターでは、来所や巡回での個別相談に対応しながら、普及啓発や研修会、社会資源調査等を行っています。

(1) 高次脳機能障害相談事業

当事者,ご家族,関係者からの電話,来所等による相談に応じています。また各市町村,各種施設,保健福祉事務所からの相談に応じて地域に出向きます。

(2) 高次脳機能障害研修事業

当事者・ご家族・関係者の相談窓口となる方を対象に、障害の理解や支援に関する研修会を開催しています。また、関係機関が主催する研修会に、講師として職員を派遣します。

(3) 高次脳機能障害支援担当職員養成事業

本事業の担当職員は、国立障害者リハビリテーションセンターが主催する研修会や会議等に出席するなどして、資質向上に努めています。

(4) 高次脳機能障害に関する支援体制の整備

当事者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域連携パス(ファイル)の作成・普及、 診断書作成マニュアルの作成・普及、関係機関ネットワーク会議の開催等を通じて、高次脳機能 障害の診断や支援体制の整備にあたります。また、保健福祉事務所が行う事業や、主務課(精神 保健推進室)が行う地域拠点病院の指定に係る協力を行います。

《高次脳機能障害者支援事業概念図》

拠点病院 支援拠点施設 支援拠点施設 東北医科薬科大学病院 県リハビリテーション支援センター 仙台市障害者総合支援ンター ●医学的な評価・診断・リハビ ●各種研修の開催 ●各種研修の開催 リテーション ●普及啓発 ●普及啓発 ●医学的な面からの助言・調整 ●相談支援(電話・来所・巡回) ●相談支援, 直接支援 ●各種研修の開催 県保健福祉事務所 仙台市各区役所 地域支援拠点病院 ●相談支援・助言 ●障害者の福祉相談窓□ ●医学的な評価・診断・リハビリテー ●研修の開催 ●医学的な面からの助言・調整 市町村担当課 (障害者の福祉相談窓口) 各地域の自助 障害福祉サービ 高次脳機能障害 グループ等 ス事業所等 者•家族 各地域医療機関 県及び仙台市障害者就業・生活支援センター 各地域ハローワーク 障害者職業センター 精神保健福祉(総合)センター 各種支援 ●障害のある方への服飾・就労に関する支援 ●精神障害者保健福祉手帳の交付 団体 ●支援機関に対する助言・援助 ●自立支援医療(精神通院)の支給決定